

## ○通勤手当の事後確認の取扱いについて

(平成30年8月9日岩警第836号警察本部長)

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

職員に支給する通勤手当については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第29条、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号。以下「規則」という。）等により取り扱っているところであるが、規則第11条に規定する事後確認について、平成30年8月9日から次のとおり取り扱うこととするので誤りのないようになされたい。

なお、通勤手当の事後の確認について（昭和62年8月4日付け岩警発第767号）は、廃止する。

### 記

#### 1 対象職員

事後確認は、3に定める基準日に通勤手当を現に受給している職員を対象として行うものとする。

#### 2 確認決定権者

確認決定権者とは、岩手県警察代決、専決に関する訓令（昭和41年岩手県警察本部訓令第7号）第6条第8号、第14条第10号及び第15条第1号に規定する通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定を行う権限を有する者をいう。

#### 3 確認の時期

定期及び随時に確認するものとし、それぞれ次に掲げる基準日の属する月に行うものとする。

##### (1) 定期確認

ア 定期券以外を利用して新幹線通勤する職員及び高速自動車国道を利用して通勤する職員  
毎月月の初日

イ ア以外の職員

2月1日及び8月1日

##### (2) 随時確認

ア 研修、病気休暇等により、定期確認を行うことができなかった職員の当該事由が消滅し、再び通勤を開始することとなったとき。

イ 確認決定権者が必要と認めたとき。

#### 4 確認の方法

確認決定権者が通勤方法の区分ごとに、通勤手当確認書（別紙）を用いて、次に掲げる事項に留意して事実の確認を行うものとする。

##### (1) 交通機関利用通勤者

使用済みプリペイドカードの原本又は定期券、回数券若しくは使用中のプリペイドカードの

写しにより確認すること（定期券以外を利用する新幹線通勤者を除く。）。

(2) 定期券以外を利用する新幹線通勤者

新幹線通勤者のうち、往路又は帰路のみ新幹線を利用するなどにより定期券を利用しない職員は、特急券の写しにより確認すること。

(3) 高速自動車国道利用通勤者

届出内容と通勤実態が合致するかどうかを聴取又は実地調査するとともに、ETCカード利用明細書及び別途クレジットカード会社から送付される利用明細書又は請求書により確認すること。

(4) 交通用具使用通勤者

道路改良等により通勤経路に変更がないか当該職員に確認させるとともに、通行可能な最短の経路を実地で測定する方法等により使用距離を報告させて確認すること。

(5) その他

(1)～(4)までに掲げる方法により難しい場合は、届出内容と通勤実態が合致するかの聴取又は現地調査その他の方法により確認すること。

5 その他

通勤手当確認書の備考欄には、通勤手当の支給要件を欠いていた者又は手当の支給が適正でなかった者について、規則第3条による届出を受け、同規則第4条によって手当を改定した場合に、その処理年月日及び事由その他参考事項を記載し、又は電磁的方法により記録するものとする。